

大阪府後期高齢者医療広域連合告示 第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合長職務代理を次のとおり定める。

令和元年10月15日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

大阪府後期高齢者医療広域連合長職務代理者

大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長 和田 吉衛

2 職務代理期間

令和元年10月28日から大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）第12条第1項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで